

造林・生産・保護事業における単品スライド条項の適用について

単品スライド条項適用の背景

- ・主要な材料価格の急激な変動
- ・契約締結時に想定した価格水準の維持が困難
- ・契約の公平性・均衡を確保する必要性

中東情勢の変化等により、今後の動向が不透明であることから対応方法について整理しておく必要がある

【参考】令和8年4月17日 国土交通省事務連絡
『単品スライド条項の運用について』

単品スライド条項の契約上の位置づけ

根拠条項: 工事請負契約書 第26条第5項

対象: 燃料油等

病虫獣害防除資材

趣旨: 市場価格の著しい変動による契約不均衡の是正

性格: あくまでも契約条件を調整するといった位置づけである

※ 生産事業等のように燃料油等価格が予定価格に内包されている場合であっても、契約締結後に中東情勢の変化等といった特別な要因により燃料油等の市場価格が著しく変動した場合は単品スライド条項の適用対象となる
なお、燃料油等は燃料油(ガソリン・軽油・混合油・重油・灯油)及びチェーンソーオイルとする

区分	条項	概要
国土交通省	工事請負契約書 第26条第5項	価格変動時の請負代金額調整
国有林野事業(生産事業の場合)	国有林野事業製品生産事業請負契約 約款第26条第5項	工事請負契約書第26条第5項と 文言が同一

造林・生産・保護事業における単品スライド条項の適用について

単品スライドの主な適用条件

- ① 工期末まで2ヶ月以上残っていること
- ② 変動額が請負代金額の1%を超えること
- ③ 市場価格変動を対象とするものであることから随時変更は行わず、精算的な変更契約とする
- ④ 部分払があっても部分検査の通知文書に対象とする旨記載することで対象とすることが可能

単品スライド手続きの流れ

- ① 請負者がスライド協議を請求(様式1)
 - ② 発注者が協議開始日を通知(様式2)、請負者より購入価格を証明する書類(実際の購入金額が分かる領収書等と2社以上の見積もり)を受領
 - ③ 2社以上の見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入価格での検討を行うことの妥当性を確認
 - ↳ 具体的には、2社以上の見積りより実際の購入金額が最も安価であれば発注者が調査した価格(以下、実勢価格という。)との比較に移行(④)
 - ↳ 2社以上の見積りと実際の購入価格の比較については実際に購入した月の内1ヶ月以上の単価で確認する
 - ↳ 実際の購入金額が最も安価ではない場合は④に移行せず実勢価格で変動額の算定を行う
 - ④ 実際の購入価格と実勢価格を比較
 - ・実際の購入価格・燃料油等を複数の月に購入した場合は購入価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格
 - ・実勢価格・購入した翌月の実勢価格を平均した価格
 - ⑤ ④にて算出した価格から燃料油等価格に係る金額を算定し変動額を決定
 - ⑥ 変動額が請負金額の1%を超える場合は超えた金額について変更契約し、請負金額に上乗せし最終払い時に支払う(1%を超えない場合はスライド協議対象外)
- なお、インフレスライドを既に行っており、受注者負担の1%を控除している場合は単品スライド時に1%の控除は行わない

項目	調査価格(実勢価格)	実際の購入価格	2社以上の見積もり
入手方法	局署等が調査した市場価格	請負者提出の証明書類	請負者提出の証明書類
役割	市場価格水準の把握	実際の調達実態の確認	実際の購入価格との比較(1ヶ月以上)
採用方法	原則、安価な方を採用	条件を満たす場合は高価でも採用可	

造林・生産・保護事業における単品スライド条項の適用について

実際の購入価格を用いるかの判断フロー

- ① 実際の購入価格を市場調査に基づく実勢価格と比較
- ② 実際の購入価格が『実勢価格+30%以内』かを確認
- ③ 30%以内 → 実際の購入価格を採用
- ④ 30%を超える → 原則として実勢価格を採用

観点	実勢価格	実際の購入価格
価格の性格	市場を代表する価格水準	調達実績に基づく価格
落札率	含む	含む
採用条件	原則として採用	実勢価格+30%以内で採用可能

具体的な算定方法

実際の購入価格を適用する場合

$$(\text{変更後(購入価格(落札率含む))} - \text{変更前(実勢価格(落札率含む)))} - \text{請負金額} \times 1/100 = \text{スライド額}$$

実勢価格を適用する場合

$$(\text{変更後(実勢価格(落札率含む))} - \text{変更前(実勢価格(落札率含む)))} - \text{請負金額} \times 1/100 = \text{スライド額}$$

※間接費は含まない

購入価格が乖離している場合の対応

実際の購入価格が大きく乖離している場合は証明書類を確認

- ・発注者が入手可能な市場情報等により金額の妥当性を検証
- ・妥当性が確認できない場合は実勢価格を用いて算定

発注者による見積もり書の徴収や近隣工事における材料の調達状況の確認等、発注者が入手できる情報や資料から証明書類の金額の妥当性を確認する

造林・生産・保護事業における単品スライド条項の適用について

実勢価格の取扱い

発注者は物価資料や独自調査による実勢価格の調査頻度を月ごとに行う等、単品スライド条項の運用に向けて適切に反映できるように努めること

証明書類が提出できない場合のスライド協議

証明書類の提出ができない場合であって、発注者がやむを得ないと判断した場合は実勢価格を用いることができる。

その場合の実勢価格については、事業期間の平均(事業の始期の翌月から工期末が属する月の前々月までの平均)とする

証明書類に複数の契約を含んでいる場合の対応

証明書類については、契約ごとに整理されているものを提出すること。なお、証明書類に複数の契約を含んでいる場合は、証明書類の内訳(どの契約にどのくらい使用したのか)一覧表等を作成し証明書類と併せて提出すること。

なお、一覧表等については作業日報等から按分を行うなど客観的に説明ができるものとする。

部分払いがある場合の基本ルール

【原則】

変更契約前に部分払いを行った出来高は控除対象

【例外】

部分完了検査の通知を行う書面に「単品スライド協議の対象とする」旨明記すれば単品スライド対象とできる

(例)

請負者

『今回、請求する部分払いについては、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第26条第5条の請求対象とすることを要請します』

発注者

『当該部分検査で確認した出来高は国有林野事業製品生産事業請負契約約款第26条第5条の請求対象とします』

工事請負契約書第26条第5項(単品スライド)実施フロー (燃料油等の変更契約)

燃料油等については、特定資材の価格変動と位置付けられており、変動が大きいことから単品スライドによる契約変更の対象となるが、その取扱いについては下記のとおりとなるので留意すること。

1. 当該請求が工期末まで2月以上あること
2. 変動額(増額分又は減額分)が請負代金の1%を超えること
3. 市場価格が変動することから、変更契約は随時行うのではなく、最終の完了届提出前に変更契約することとする。

なお、燃料単価の変更に当たっては、事業者が証明書類を提出することでその加重平均額を用いることとする。

証明書類の提出が困難な場合であってやむを得ない場合は局署等が調査した価格(実勢価格)を用いることとする。

4. スライド協議までの間に部分完了払いを行う場合であっても部分完了検査の通知を行う書面に「部分払いの対象となった出来高部分についてもスライド協議の対象とすることができる」旨記載することで単品スライドの対象とできる。

